

令和7年度静岡県教職員コンプライアンス委員会の審議内容

1 開催日時 令和8年2月2日（月）午後1時15分から2時45分まで

2 場 所 静岡県庁 西館8階 教育委員会議室

3 議 事

- (1) 令和7年度コンプライアンス推進取組の評価と課題・分析
- (2) 令和8年度重点・強化取組
- (3) 協議・意見交換

4 委員からの主な意見

(1) 児童生徒が被害者となる不祥事案の根絶

○「初動対応マニュアル」実践研修の実施

- ・児童生徒性暴力等事案が起きてしまうことは人間的な要因が大きく、その対策として、マニュアルを周知徹底することで防ぐことができる事案もあるが、そうでない事案もあり、事案ごとの特性を見極める必要がある。（弁護士委員）
- ・研修プログラムを実施後、現場がどう変わっていったかアウトカムを把握し、プログラムを評価して次の対策に反映させていく必要がある。（有識者委員）

○「包括的性教育」実践の研究

- ・包括的性教育は時間を掛けて導入していかないと、正しい理解を得られず、学校現場で受入れられない。保護者にも丁寧に説明することが必要であり、導入に当たっては戦略を練る必要がある。（有識者委員）

○「生徒指導に係る共通ルール」改正及び「児童生徒撮影のルール」制定の周知徹底

- ・撮影ルールの私的端末の使用について、例外を設けていることの理由は理解できるが、リスクがあることを踏まえると全面禁止にしていくべきであると感じる。（民間企業委員）
- ・学校のデバイスの数が確保されているのであれば、SNSルールも撮影ルールも例外を設けず全面禁止でも良いと思うが、現場を見ているとデバイスの問題が大きいと感じる。（保護者委員）
- ・教員による児童生徒の盗撮というショッキングな事件が起きたことからルールが制定されたことを考えると、リスクを元から断ち切るために、デバイスを整備して全面禁止とする考えに賛同する。（弁護士委員）
- ・心理的な視点から考えると、人間にはどこまでも抜け道を探したくなる心理があることから、児童生徒の心理的安全性を保つためには、全面禁止としてリスクを断ち切ることが良い。（臨床心理士委員）
- ・学校のデバイス整備の現状から、来年度は事務局提案のルールで進めていくが、児童生徒の人権を守ることが大事であるから、私的端末使用の例外は認めず、ルールに則れば不祥事は起こらないという安心感を持って教員が教育活動を行える仕組みを作ることが大切である。そのため、今後、予算の確保をして、学校のデバイスを充実させる体制を取ることが必要である。（有識者委員）
- ・周知について、書面、連絡アプリに加え、学校の昇降口、教室、廊下等に張り出し、教職員、児童生徒、保護者がいつでも目にするようにすることや、PTA

総会をはじめ、PTA 組織の会議等を活用する方法もある。(保護者委員)

○教職を目指す学生へのコンプライアンス講話

- ・学生が教職という仕事に対していかに責任感をもつか、教職に就くときに、どのような志で、何をしないといけないのかを理解し吸収することがとても大事であると感じる。(弁護士委員)

(2) その他

- ・性犯罪の被害は、直後というより時間が経ってから襲ってくる。被害を受けたその時に、被害者にどのようなケアや情報提供をするかということが、「児童生徒が被害者とならない」という重点取組の本来の目的からすると大切である。
(有識者委員)
- ・内部統制について、学校で自浄作用が働くために、内部統制で指摘した内容を定期的にモニタリングして、報告を受ける仕組みが必要である。さらに、その結果を現場にフィードバックし、繰返し伝えていく仕組みがあると良い。(民間企業委員)
- ・取組項目によってはここまで厳しくしないといけないのかと思う。厳しくすることによって、児童生徒と教師の間に壁ができてしまい、指導が機械的になってしまうのではと思う一方で、ここまでしないと不祥事の根絶ができないとも感じる。(保護者委員)
- ・児童生徒、教職員の変化を知るためには、普段どのような人であるかを理解する関わりが大切である。普段の様子を知ることで変化に気づき、不祥事の防止にも繋がる。また、日常の様子や変化を把握するためにも情報共有が必要である。(臨床心理士委員)
- ・相談ポータルについて、相談先と相談ポータルがあっても、「相談してもいいんだ」という雰囲気学校現場になければ広まらない。所掌を超えて考慮していかなければならず、周辺領域と協力してこそ成果を発揮する取組である。(有識者委員)

5 各委員からの意見をふまえた今後の取組

取組内容について、概ね賛同が得られたものであるが、初動対応マニュアルの実践研修については、初動対応を確実に現場に定着させていくために、研修実践後の成果や変化を把握していく必要がある。

また、「包括的性教育」の実践は、教職員のみならず、保護者や児童生徒に対しても時間を掛けて、丁寧に説明した上で導入し、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、それぞれの校種で実践可能なプログラムを検討する必要がある。

生徒指導に係る共通ルールについては、改正ルール施行後、学校現場の状況を的確に把握しながら、必要に応じて見直していく。

また、児童生徒撮影時のルールについては、将来的に私的端末の使用は全面禁止とすることを目指し、公的端末の配備拡充に向けた予算措置等、教育活動の中で教職員が安心感を持って児童生徒の撮影ができる環境を整えていく。